

福岡市自閉症協会(旧福岡市自閉症児・者 親の会) 会則

【名称】

第1条 本会は、「福岡市自閉症協会」と称する。

【所在地】

第2条 本会は、事務所を福岡市城南区別府3-2-3 緒方ビル208号におく。

【目的】

第3条 本会は、自閉症児者の権利と幸福のため、会員相互の親睦を図り、情報交換を行うとともに、自閉症に係わる専門家及び関係機関の協力を得て、事業活動を効果的に実施することを目的とする。

【事業】

第4条 前条の目的を達成するため、次の事業を行うことができる。

1. 自閉症に関する知識の普及・啓発
2. 自閉症児者の福祉に関する相談や斡旋
3. 専門家及び関係機関との協力・連携
4. 支部活動に関する情報の提供
5. その他、目的達成に必要な事業

【構成員】

第5条 本会は、福岡市及び近郊の自閉症児・者の親、及び、その支援者をもって構成する。

【役員構成】

第6条 本会に役員をおく。

- ◎ 会長 1名 ◎ 副会長 若干名 ◎ 事務局 若干名
- ◎ 会計 若干名 ◎ 会計監査 1名

【役員選出】

- 第7条
1. 会員からの推薦に基づき、総会の承認を得るものとする。
 2. 役員の仕事は1年とする。但し、再任は妨げない。

【役員の仕事】

第8条 会長は、本会を代表し会務を総括する。副会長は、会長を補佐し、会長が事故ある時は、その仕事を代行する。

第9条 本会に顧問、相談役をおくことができる。

第10条 本会の運営のため、次の会議を持つ。全ての会議は会長が召集する。

1. 総会・・・原則として年1回、4月に開催する。
☆事業報告及び決算報告 ☆役員選出 ☆事業計画及び予算審議
2. 臨時総会・・・会長が必要と認めた場合、臨時に総会を召集し、緊急事項についての役員会の決定に対して審議承認する。

3. 役員会・・・年2回以上開催する。

総会の決議に基づいて運営方針を決定し遂行する。特に必要と認められる事項については、企画決定遂行することができる。

但し、次の総会または臨時総会において承認を得なければならない。

【会計】

第11条 本会の経費は次の収入をもってあてる。

1. 入会金 3,000円
2. 会費（年間） 10,000円

内訳

日本自閉症協会	2,000円
九州協議会	500円
県 親の会	1,500円
市 親の会	6,000円

3. 寄付金 目的を侵さぬ範囲において寄付金を受ける。

4. 事業収入

5. 賛助会費 賛助会員を置く。

* 1人または1団体1口とは限らない。

個人会員（1口） 3,000円

団体会員（1口） 10,000円

6. その他の収入

第12条 本会の会計は、4月1日から翌年3月31日までとする。

会計細則

- * 日本自閉症協会に親の会の代表として参加の場合、原則として2名まで交通費を実費支給する。九州協議会、その他、親の会代表として参加する場合の費用は、役員会にて検討する。
- * 慶弔費用
- * 講師、特別参加者の謝礼は、役員会で決定する。
- * 会費の納入を3回以上（年間）促しても納入しなかった場合、総会または役員会の承認を経て、退会したものとみなす。
- * 諸会議などの参加の交通費支給は、年5,000円を限度とする。

【会則の変更】

第13条 会則の変更は、総会出席（委任状を含む）の過半数の賛成によって検討する。

附則

この会則は平成22年4月25日より実施する。

設立年月日 昭和47年4月1日